２０１７年日本政府年次報告

資料３－６

「社会保障の最低基準に関する条約（第１０２号）」

（２０１２年６月１日～２０１７年５月３１日）

1. 質問Ⅰ前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。
2. 質問Ⅱについて

今回の修正は、数値または数式の修正のため、前回までの報告に追加又は変更すべき部分には下線部を引いている。

第１５条関係

Ｃ（ⅰ）Ａ　保護対象被用者数４，１１１万人（被用者保険被保険者数）

（２０１６年３月３１日現在）

　　　 **Ｂ**　被用者（雇用者※）総数　５，７２９万人（２０１５年平均）

　　　　　　　※会社，団体，官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社，団体の役員

　　　　Ｃ　被用者（雇用者）総数に対する保護対象被用者数（被用者保険被保険者数）の百分率　７１．７％

第１６条関係

（第６５条関係のⅠについて）

Ａ（ⅰ）　健康保険法に基づく傷病手当金は、労務不能の日１日につき、直近１２か月の標準報酬月額を平均した額の３０分の１に相当する額の３分の２に相当する金額が支給される。

　　　　なお、被保険者期間が１２か月に満たない者については、

1. 当該被保険者の被保険者期間における標準報酬月額の平均額の３０分の１に相当する額
2. 当該被保険者の属する保険者の全被保険者の標準報酬月額の平均額の３０分の１に相当する額

　　　　　のいずれか低い額を算定の基礎とする。

（ⅱ）　健康保険法においては、２００３年度より毎年４月から６月までの３ヵ月に支払われた報酬の平均に基づき、報酬月額を決定することとされた。決定された標準報酬月額はその年の９月１日から翌年の８月３１日までの１年間使用されることとした。

なお、途中昇給降給等により固定給に変動があり、その月以降引き続く３ヵ月の平均報酬月額の等級が現在の等級に比べて二等級以上の差がある時は、４ヵ月目から当該変動後の新報酬額に改定する（随時改定）。

第２１条

Ｃ（ⅰ）Ａ　保護対象被用者数　４，０８７万人（雇用保険被保険者数）

　（２０１５年３月３１日現在）

　　　 Ｂ　被用者（雇用者）総数　５,７２９万人（２０１６年平均）

　　　　Ｃ　被用者（雇用者）総数に対する保護対象被用者数（雇用保険被保険者数）の百分率　７１．３％

第２２条

（第６５条関係のⅠについて）

　　　Ａ（ⅰ）　雇用保険法に基づく失業給付として支給される基本手当の日額は、離職時の年齢が６０歳未満の場合、離職前６ヵ月間の賃金日額（離職前６ヵ月間に支払われた賃金の総額を１８０で除して得た額とする。）の５０％から８０％（別紙１参照）までである。

（ⅱ） 第６５条３の規定を援用しており、給付の計算に当たって考慮される勤労所得（平均賃金日額）の最高限度額は、１５，５５０円（日額）である。

・基本手当の給付率、また給付の計算に当たって考慮される勤労所得（賃金日額）の上限額は別紙１のとおりである。

Ｂ　１　雇用保険適用産業の中で、２０１５年において、被保険者数が最大である製造業（大分類）内の、電気機械器具（中分類）を選んだ。

　　２　２０１５年度の平均給与額（同年の各月における平均定期給与額）に基づいて計算されている。

第２６条関係

（１）老齢給付の受給資格年齢

　　　　厚生年金保険法に基づき支給される特別支給の老齢厚生年金について、定額部分は、女子は６４歳になったときから支給される。報酬比例部分については、男子は６２歳、女子は６０歳である。

第２７条関係

　Ｃ（ⅰ）Ａ　保護対象被用者数　４,１２７万人（厚生年金保険被保険者）

（２０１５年３月３１日現在）

　　　　　Ｂ　被用者（雇用者）総数　５,７２９万人（２０１６年平均）

　　　　　Ｃ　被用者（雇用者）総数に対する保護対象被用者数（厚生年金保険被保険者）の百分率　７２.０％

第２８条関係

（第６５条関係のⅠについて）

　　　A（ⅰ）　老齢基礎年金

a・保険料納付月数

b・保険料全額免除月数×（１／２）

c・保険料３／４免除月数×（５／８）

d・保険料半額免除月数×（３／４）

e・保険料１／４免除月数×（７／８）

※　カッコ内は、平成21年４月以降の保険料免除期間

　　②　老齢厚生年金

　　　・６５歳以上の者に支給される老齢厚生年金

給付月額＝｛（平均標準報酬月額）×(９.５/１０００～７.１２５/１０００)×（２００３年３月までの被保険者期間の月数）＋（平均標準報酬額）×（７.３０８/１０００～５.４８１/１０００）×（２００３年４月以降の被保険者期間の月数）｝÷１２

　　　・６０歳～６４歳の者に支給される老齢厚生年金

　　　○報酬比例部分＝老齢厚生年金（報酬比例部分）と同じ計算

　　　○定額部分＝１,６２８×改定率（０.９９８）×生年月日に応じた率×被保険者の月数

（第６５条関係のⅥについて）

１及び２　２０１７年４月については、前年の消費者物価変動率がマイナス０.１％であり、それに応じて、年金額もマイナス０.１％の改正を行った。

第２９条関係

２.老齢厚生年金

　　　①６５歳以上

　　　　(1)（給付の計算）

給付月額＝｛（平均標準報酬月額）×(９．５/１０００～７.１２５/１０００)×（２００３年３月までの被保険者期間の月数）＋（平均標準報酬額）×（７.３０８/１０００～５.４８１/１０００）×（２００３年４月以降の被保険者期間の月数）｝×÷１２

②６０歳～６４歳

　　○報酬比例部分＝老齢厚生年金（報酬比例部分）と同じ計算

　　○定額部分＝１,６２８×改定率（０.９９８）×生年月日に応じた率×被保険者の月数

第７０条

（ⅰ）傷病給付（第３部）について

給付等に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をすることができ、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。なお、決定の取消の訴え（行政事件訴訟等）を起こす場合は、原則として、審査請求の決定を経た後であれば、司法裁判所に対して訴えを提起することができる。

（ⅱ）失業給付（第４部）について

失業給付に関する処分に不服がある者は、各都道府県の雇用保険審査官に対して審査請求をすることができ、その決定に不服がある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。なお、決定の取消の訴え（行政事件訴訟等）を起こす場合は、原則として、審査請求の決定を経た後であれば、司法裁判所に対して訴えを提起することができる。

第７１条

１．第４部（失業給付）及び第５部（老齢給付）について、給付を要する財源は、使用者及び被用者の拠出する保険料並びに国庫負担から成っており、各拠出金及び国庫負担の率は、次のとおりである。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部門 | 使用者拠出率 | 被用者拠出率 | 国庫負担金 |
| 第４部失業給付（２０１７年） | 賃金の０．３％（農林水産業等０．４％）（建設業０．４％） | 賃金の０．３％（農林水産業等０．４％）（建設業０．４％） | 事務費の全額及び給付費の２５％（当分の間は本来の負担額の５５％に引下げ。また、２０１７年４月１日から２０２０年３月３１日までの期間は負担額の１０％に引下げ。） |
| 第５部老齢給付（厚生年金保険）（２０１６年） | 標準報酬月額の９．０９１％ | 標準報酬月額の９．０９１％ | 老齢厚生年金については、原則として国庫負担はない。 |
| （国民年金）（２０１７年） | 保険料は、全額本人負担。定額１６,９００円。ただし、被用者及びその配偶者については、被用者年金各制度から国民年金への拠出金で負担されている。国庫負担は、老齢基礎年金に係る費用の１／２である。 |

６（ⅰ）給付（老齢給付）

・老齢給付について、２０１７年にはマイナス０．１％の改定を行った。

　（ⅱ）拠出金の率（失業給付）

・失業給付については、２０１６年４月１日から保険料率が１．０％から０．８に引き下げられ、２０１７年４月１日から２０２０年３月３１日までの間さらに０．６％に時限的に引き下げられた。

第７２条

（失業給付）

　法律に基づいて厚生労働省内に設置されている労働政策審議会を通じて参加している。

　労働政策審議会は、厚生労働大臣の諮問に応じ雇用保険法等の施行に関する重要事項を審議するほか必要に応じ、雇用保険事業の運営に関し、関係行政庁に建議し又はその報告を求めることができる。同審議会は、労働者を代表する者（雇用保険の被保険者を代表する者を含む。）、雇用主を代表する者及び公益を代表する者各１０人ずつの３０人で構成されている。

【２０１３年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて】

○　短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大

短時間労働者に対する厚生年金の適用を拡大する目的は、被用者でありながら、被用者保険の恩恵を受けられない短時間労働者に対するセーフティーネットを強化すること等である。

２０１６年１０月から、今まで適用対象であった週３０時間以上働く方に加えて、従業員５０１人以上の会社で週２０時間以上働く方等まで、厚生年金の適用を拡大した。

　さらに、２０１７年４月からは、従業員５００人以下の会社で働く方も、労使で合意すれば厚生年金に加入できるよう見直しを行い、より多くの短時間労働者の方が、これまでより厚い保障を受けられることとした。

○　年金受給資格期間の短縮

　年金受給資格期間を２５年から１０年に短縮することについて、当初は消費税１０％引き上げ時の２０１５年の１０月とされていたが、消費税の引き上げは２０１９年１０月まで延期されることとなった。

　しかしながら、無年金の問題は喫緊の課題であり、より多くの人を年金の受給対象とするため、予算を確保した上で、２０１７年８月に上記の年金受給資格期間の短縮を実施することとしている。

３．質問Ⅲについて

（ⅱ）失業給付に関する法令及び行政規則等の適用は、厚生労働省に委任されている。これらの法令に基づく雇用保険事業の運営は、厚生労働省職業安定局が所管しており、各都道府県に置かれている労働局職業安定主務課がその事務の一部を委任されており、公共職業安定所が窓口業務を担当している。

４.質問Ⅳについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

５.質問Ⅴについて

前回までの報告に追加又は変更すべき事項はない。

６．質問Ⅵについて

本報告の写を送付した代表的労使団体は、下記のとおり。

（使用者団体）日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会

別紙１

